

## 農地区分とその要件

区分	要件		根拠条項(農地法の運用について)
農用地	市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた土地の区域		運用通知第2の1の(1)のイの(ア)の(ア)
甲種	第1種農地の内、市街化調整区域内にあるもの	10ha以上+高性能農業機械営農適地	運用通知第2の1の(1)のウの(ア)のa
		土地改良事業完了後8年未経過(面整備)	運用通知第2の1の(1)のウの(ア)のb
1種	10ha以上		運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のa
	土地改良事業実施区域内農地(面整備以外も含む)		運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のb
	高生産性農地		運用通知第2の1の(1)のイの(ア)のc
2種	公共施設整備済区域	相当街区形成区域	運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(a)
		鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、県庁、市町村役所若しくはこれらの支所、その他類する施設から概ね500m以内	運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のaの(b)
	市街化傾向区域	住宅用地等の連たんしている土地に近接+10ha未満	運用通知第2の1の(1)のオの(ア)のb
	低生産性小集団農地(その他2種農地:土地改良事業未実施+10ha未満)		運用通知第2の1の(1)のカの(ア)
3種	公共施設整備済区域	水管、下水管、ガス管のうち二種類以上が埋設されている道路(幅員4m以上)の沿道の区域で、容易に便益を享受でき、かつ、申請に係る農地又は採草放牧地から概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設(駅等含む)又は公益的施設が存すること	運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のaの(a)
		鉄道の駅、軌道の停車場、船舶の発着場、インターチェンジの出入口、県庁、市町村役所若しくはこれらの支所、その他類する施設(バスターミナル等)から概ね300m以内(郵便局、消防署、警察署、保健所、公民館、学校等は含まない)	運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)
	市街化傾向区域	住宅の用若しくは事業の用に供する施設、公共施設若しくは公益的施設が連たん	運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(a)
		街区面積に占める宅地の面積割合が40%超	運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(b)
		都市計画法上の用途地域	運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)
土地区画整理事業等施行区域		運用通知第2の1の(1)のエの(ア)のc	